

令和3年

衣浦衛生組合第3回定例会会議録

令和3年9月29日



## 令和3年第3回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和3年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、令和3年9月29日（水）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

### 1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 議員提出
- 議案第1号 衣浦衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 第5 議案第4号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第5号 衣浦衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 認定第1号 令和2年衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算

### 2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第7

### 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	岡本 守正君	2番	小林 晃三君
3番	藤浦 伸介君	4番	磯貝 忠通君
5番	石川 輝彦君	6番	荒川 義孝君
7番	柴田 耕一君	8番	黒川 美克君
9番	鈴木 勝彦君	10番	倉田 利奈君

欠席議員（0名）

### 4. 説明のため出席した者

管理者	吉岡 初浩君	副管理者	金沢 宏治君
副管理者	神谷 坂敏君	参 与	ρ 亘田政信君
監査委員	小林 尚君	事務局長	黒田 敏裕君
庶務課長	高橋 文彦君	施設課長	杉浦 勲君
業務課長	田中 秀彦君		

### 5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	永坂 智徳君
碧南市環境課長	中嶋 忠彦君

高浜市市民部長	磯村 和志君
高浜市経済環境 グループリーダー	東條 光穂君

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	安藤 理純君
施設課課長補佐	三矢 成由君
施設課第1係長	奥谷 元典君
施設課第2係長	磯貝 光好君
業務課課長補佐	糟谷 勲君
業務課計量係長	磯村恒代志君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（小林晃三君） 皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はコロナ対策といたしまして、少し窓を開けて換気をしながらの会議となりますことをご了承願いたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和3年第3回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

---

これより管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（吉岡初浩君） 議長、管理者。

○議長（小林晃三君） 管理者。

○管理者（吉岡初浩君） 皆さん、おはようございます。ご多用の中、令和3年第3回衣浦衛生組合議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

朝夕は若干しのぎやすい気候になってまいりましたが、日中はまだまだ暑い日がございますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきたいと思っております。

本日は、議員提出議案1件、私どものほうから条例に関する改正を2件、決算認定1件を上程させていただいておりますが、慎重にご審議の上、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○議長（小林晃三君） ただいま招集あいさつが終わりました。

---

○議長（小林晃三君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において4番 磯貝忠通議員及び7番 柴田耕一議員を指名いたします。

---

○議長（小林晃三君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（小林晃三君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお

願います。また、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。なお、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。10番、倉田利奈議員の一般質問を許可いたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

通告順に質問をさせていただきます。コロナウイルス感染症におけるリサイクルプラザ会議室の貸出しについてお聞きいたします。貸出しの部屋につきましては、今までどのような対応を取ってきたのか教えてください。貸出し停止、再開をいつ周知したのか、どのような内容かも合わせて教えてください。

○議長（小林晃三君） ただいまの質問に対し、ご答弁をお願いいたします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） リサイクルプラザにおきましては、基本的な感染対策としまして入館時にマスク着用、手指の消毒、利用者申請書の記入、体温チェック等の協力をお願いしております。また、レジカウンターにビニールカーテン等を設置して感染対策を行っております。

1度目の緊急事態宣言の発出の中では、碧南市の施設休館等の対応に合わせまして、令和2年4月11日から5月31日までの51日間、施設を休館しました。続いて2度目に関しましては、令和3年1月に2度目の緊急事態が発令されましたが、国及び県からのガイドライン及びほかの施設の状況等を鑑みまして施設休館は行わず、密を防ぐための対策としての施設の利用制限をさせていただいております。また、3回目におきましては今年度の5月12日から6月20日までの、4度目におきましては9月12日から9月30日までの緊急事態宣言では、コロナの感染防止等も浸透し、ワクチン接種等のご利用者様の個々の感染対策も進んでおりますので、活動室の利用制限としては三密を避けるための50%の18名までとして対応しております。

2度目の緊急事態宣言に行いました利用制限の内容としましては、ショップの入場制限及び再生修理家具等の開札の中止、活動室利用の中止でございます。2度目の緊急事態宣言の対策としまして3点ございまして、1点目としましては、ショップの入場者制限としまして混雑を避けるため、部屋面積から割り出した人数として20名以下とさせていただきました。2点目としまして、再生修理家具の開札の中止としまして、開札後、落札者の受取等で来場者が集中する恐れがあることから中止したものでございます。3点目に活動室の利用中止としまして、三密の恐れがあることから中止したものでございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） では、今2度目の1月14日から2月7日までに行われた愛知県緊急事態措置の期間についてお聞きいたします。この期間におきましては、さきほど今ご答弁があったかと思うんですけれども、国のガイドライン、ほかの施設の休館、施設の休館は行われてなかったけれども、施設の利用制限を行ったという今ご答弁があったかと思うんですけれども、この期間の碧南市と高浜市の公共施設の貸出しについてはどのような措置がされていたのか、ご承知でしょうか。お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 2度目の緊急事態宣言時に感染状況及びリサイクルプラザの利用形態から休館の措置は不要と判断しましたけれども、営業を継続していくため、ある程度、制限は必要と考えております。その点におきまして、活動室で行ってございましたリサイクル講座及び登録団体への貸出しを中止したものでございます。

碧南市に準じ、施設の休館、営業時間の短縮等の措置を取るとともに、また近隣の周辺施設の類似施設等の対応を参考にしながら対応させていただいております。主に高浜市、碧南市で対応に取ったところに準じた内容としましては、開園時間の短縮、午後8時までの施設の開園という形と、あと夜間利用中止の対応を取らせていただきました。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 3月の議会におきまして、内藤とし子議員がリサイクルプラザの貸出しについて質問し、それに対し当局はこのようにお答えしております。今の貸出しというのは会議室のことなんですけど、今リサイクルプラザのことなんですけれども、コロナの緊急事態宣言が出た時は、その部屋を使うことは密室でということをやめていましたが、今は解除された後は使っています、今までどおり。今、会議録をちょっと読み上げました。市民の方からはこの部屋が利用制限されていて利用できない理由として、同じ部屋で行っている衛生組合主催の講座を禁止したため、市民の利用も禁止すると説明されたと私はお聞きしております。答弁での利用できない理由は部屋が密室だからということで、答弁と市民からお聞きしたものと理由が違うんですけれどもどういうことなのか、お聞かせください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 利用制限に対する根拠等の話だと思うんですけれども、衣浦衛生組合のリサイクルプラザの設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号の規定に基づきまして、管理上やむを得ない理由があるとして利用を中止させていただいたものでございます。

現在は、人数制限は設けた上でございますが、利用いただけるよう開放しております。ショップに関しましては、混雑を避けるため部屋の面積から割り出した人数として20名以下とさせていただきます。国から示された2メートル四方×安全率の3.14を掛けた1人当たり12.56平米でもって、20人以下という形とさせていただきます。

また、おっしゃっている活動室におきまして、3度目の緊急事態時は定員の50%という形の国の方針がございましたので、36名の定員のところを18名という形での対応をさせていただいております。今現在もそのような形になっております。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 失礼しました。質問の趣旨が違うんですよね。市民から私が聞いた理由と、それと議会で答弁されている理由が違うので、それがどういうことなのかなということなんですよね。市民の方にどのように説明されたのかなと思うんですよ。市民の方は講座禁止しているから禁止されましたということでおっしゃっているんですけども、そういうちょっと違う形でご説明があったという理解でよろしいですか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 活動室を利用するリフォーム講座、パッチワーク講座、各団体の教室等を中止させていただきました。いずれにおきましても、コロナ対策は利用者様のご理解とご協力が不可欠でございます。今後も丁寧な説明を心がけておりますので、一層のご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 何か議論がかみ合わないんですけども、きちんとどういうことが理由かということをご説明申し上げないと、いろいろなところでそごが出てきて、やはり市民の方も納得できないという形になると思います。答弁で密室の解除がそうだと、これも密室ですよという答弁からすると、この部屋って密室なのかということと、あと密室の定義もしあれば詳しく教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 混雑を避けるため部屋の面積から割り出した形、国からの指針に基づきましてショップに関しては、さきほど言いました1人当たり12.56平米、それによる人数は20人と算出したものでございます。これが1人当たりに対して、1部屋当たりに対して、ショップの1部屋当たりに対して、それであれば密にならないだろうという国の方針に基づいて20

名とさせていただきます。また、活動室におけますは、同じく国の指針に基づいて定員が36名の部屋でございますので、それに対して50%の18名という形での対応という形を取らせていただきました。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 密室と密は違うと思うんですね。ですから、その当たりもきちんと分かるようにというか、市民の方にもご理解いただけるようにお話しして今後いただきたいと思いません。

衛生組合主催の講座が、ウイルス感染症対策のため講座の開催を取りやめるということは理解いたします。しかし、市民利用については、碧南市または高浜市に準ずるという措置でないと市民は納得できないと考えます。

さきほど碧南市に何か準ずるようなところがあるというようなお話だったんですけども、今後の会議室の利用につきまして基準や利用制限について、どのように運用していくのか教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） さきほどと同じ答弁になりますけれども、今後組合としましては、碧南市に準じ、施設の休館、営業時間の短縮等の措置を取るとともに、また周辺の類似施設等の対応も参考にしながら決定していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今すごく分かりやすいご答弁でした。ありがとうございます。さきほど言った期間が、やはり碧南市や高浜市は夜8時まで利用できていたんですよ。だけど、このリサイクルプラザの会議室だけは利用できないということでしたので市民には何でだということで、人数も非常に少ない人数で講座、四、五人で行われている講座があったそうなので、なかなか理解できなかったということで私のほうにお話がございました。ですので、今のように碧南市に準じて行うということであれば、それはそれで市民の方に納得いただけるのかなと思いますので、引き続き、こうしたどこで線引きをするかというところは、非常に判断が難しいかと思いますが、市民に分かりやすくご説明いただきたいと思います。

では、次の議題に移ります。昨年9月議会及び先日9月22日に開催されました議員協議会におきまして、クリーンセンター延命化について当局より説明がございました。当局の皆さんはこの間、組合議会等で延命化や広域化につきまして何度もお話をお聞きなっているかもしれません

が、今年度からの組合議員に分かるように、この延命化工事も含めた説明を最初からお願いしたいと思います。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） まず、クリーンセンターにおきまして、平成7年に建設されたクリーンセンター衣浦は今年で26年目となります。改修の経緯でございますけれども、平成26年度から28年に大規模な改修工事を実施しております。それ以降につきましても部分的な改修工事、施設の安全運転に資するため毎年実施しております。平成25年度末時点で稼働年数18年が経過しまして、施設全体に経年的な劣化が進行し、継続的に安定した稼働が困難となりつつあるため、施設の延命化を目的として実施したものでございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ちょっと今、広域化についてご説明がなかったんですけども、ここに見える方は、多くの方がお話聞いているかと思うんですけども、安城市の環境クリーンセンターと衣浦衛生組合のクリーンセンターの統合施設の供用開始が令和9年、今から6年後であったところ、平成31年1月28日の碧南市経済建設部会におきまして、広域化施設による供用開始時期を平成50年度、令和20年度以降に見直しをすると報告されており、2039年度、令和20年度までの現施設延命化に向けての検討を行うとお聞きしております。これにつきましては、高浜市議会にも報告しているのか、お聞かせください。それと合わせて、どうして統合施設計画が断念されたのか、理由を教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 平成21年3月に策定されました第2次愛知県ごみ処理広域化計画におきましては、焼却能力300トン／日以上を基準として県内を13ブロックに区割りしまして、各ブロックにおきまして、ごみ処理の広域化を目指すこととされておりました。同計画におきまして碧南、刈谷、安城、知立および高浜は衣浦東部ブロックに位置づけられまして、安城市環境クリーンセンターと衣浦衛生組合クリーンセンターは、平成30年度以降に統合することが計画に位置づけられました。これに基づきまして衣浦東部広域圏におきましては、衣浦東部ごみ処理広域計画を策定しまして、安城市環境クリーンセンターと衣浦衛生組合クリーンセンターとの統合、供用開始を2027年と令和9年度としていたのが当時の広域化計画の内容でございます。

現在の広域化の内容としましては、安城市クリーンセンターと衣浦衛生組合クリーンセンターとの統合の供用開始は令和9年とされておりましたけれども、その目標は断念されまして、平成31年4月の改定、これは衣浦東部ごみ処理広域化計画なんですけれども、これは両市の議会で

発表済でございます。クリーンセンター衣浦におきましては、2039年度の令和21年度まで現施設にて、ごみ処理を継続していくための延命化の検討は必要という結果になりました。これも報告しております。また、安城市環境クリーンセンターにおきましては、本計画中に個別の方針が必要となるという明記をされております。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。ちょっと私のほうで、いつ報告されたのかということが確認できませんでしたので、高浜市議会にも報告を今されているというお話があったかと思いませんので、いつ報告したか分かれば今お答えいただければいいんですけども。

あと今、安城市環境クリーンセンターと衣浦衛生組合クリーンセンターの統合施設計画が断念された理由については、ちょっとお聞きしておりませんでしたので答弁漏れかと思えます。お願いいたします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 議会への報告は平成28年3月に3市による協議におきまして協議を継続するが、平成39年度の供用開始の目標は断念するという方針転換がありました。

それと、2039年までの延命化の検討の結果なんですけれども、安城市との統合施設の建設におきましては、それぞれ整備方針などの諸事情が折り合いがつかず、さらにその先の2040年度、令和22年度以降の統合を目指す時とされたことにより、それを受ける形で当クリーンセンターの延命化について検討をするため、昨年度クリーンセンターの検討をするということになったものでございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 結局、広域化が断念されて延びたということで、それまでの期間、やはり改修が必要ということで大規模改修に伴い、クリーンセンター衣浦整備構想策定等業務委託として、令和2年度主要施策成果報告書に委託内容と決算額1,980万円が掲載されております。

昨年の議会の上程説明で、局長よりこの結果については議会へ報告するとのことであったと思いますが、委託の繰越しはございませんので、3月に報告書が完成しているはずですが、この報告書はもらっているのか、もらっていないのか、端的にお答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） この整備構想の報告が遅れた理由としましては、先般の追加の中の

報告事項でもお話したとおり大きく二つございまして、一つは国が脱炭素を目指す中におきまして、プラスチックのごみの処理方法や再生エネルギーの活用に向けた新たな技術の導入において、交付金の要件を満たすか検討の余地が出てきており、これにつきましては今後十分な調査研究を行ってまいりたいと思っております。

もう一つの理由としましては、これも先般お話したとおり環境省から昨年10月、突然防災ハザードマップにおいて浸水が想定される全国のごみ処理施設に対しまして、耐水対策を取るような方向性が示されたことによりまして、当クリーンセンターも対応を検討する必要が急遽出てきたことによるものでございます。

いずれにしましても今年度中の議会で、これらの現状での報告となりますけれども、進捗等を含めまして今年度の議会でしっかりと説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） すみません。質問の趣旨が違ってございまして、その二つの理由によって報告が遅れているよということは、もうこの間の協議会でもお聞きしているんですけども、これ決算されているわけですので、報告書が完成してないと逆に業者のほうにどうということだということを言わないといけないと思うので、報告書を受け取っているのか受け取っていないのかを、まずお聞きしたいんですけどもどうなんでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 受け取っている状態でございます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） よかったです、受け取っていて。なので、とりあえずその受け取った委託を行った結果ですね。それについて、その地域計画はちょっと置いといたとしても、まずこちらの結果について議員に報告すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 当クリーンセンターの延命化につきまして、今後大規模改修という形での、まさに地域計画を含めた形で今後の整備構想の結果を早い段階で議会に報告するようになっておりますが、さきほどの理由におきまして、いろいろ検討しなければいけない事項が出てまいりましたので、今年度中には必ず説明を詳細にさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 地域計画云々ですね。いろいろ今から検討して報告するという話だったんですけども、とりあえず私はこの1,980万円かけた委託内容については、まずもって議員に、私は報告すべきと考えております。ですので、その点は検討していただけたらと思います。

それから昨年10月、環境省よりさきほど局長からお話があったように耐水対策を行うように指示があつて、その後、国や県から具体的な対応方法等が示されず、時間的猶予がないから何度も国、県へ問合せをしたけれども、明快な回答を得ることができなかつたということでお話いただいているんですけども、これはいつ国や県へ問合せをしたのか。また、国や県がどのような回答をしたのか、時系列で教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 浸水対策の件につきましての経過なんですけれども、まず、令和2年の2月に環境省より県を通じて一般廃棄物における浸水土砂対策の調査の調査依頼がまいりました。その後、10月12日に環境省を通じて、県の一般廃棄物処理における浸水対策について連絡がまいりまして、その後、令和2年12月1日に県に問合せたけれども、特段の対策という情報は得られず、同じく令和3年の1月に環境省に直接問合せでも個別案件という形で、全国に同じような施設が1,085施設あるんですけども、そのうち92施設が私どもクリーンセンター衣浦と同条件浸水条件に当てはまる施設ということで、これらの施設においては環境省が個別対応という形になっておりましたので個別に対応している結果でございまして、今その回答待ちという状況でございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 大変申し訳ないんですけども、ちょっと今、不規則発言もあったもんですから聞き取りづらいので、もう少しちょっと大きい声でお願いできたらなと思います。今お話されました耐水対策につきまして、当組合と同様の全国ごみ処理施設へ聞き取り調査をしたとのことですが、具体的にどこの自治体へ聞き取り調査をしたのか教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 具体的な調査に対する市の名前は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） さきほどのご答弁でいくと、今年度予定していた地域計画については

つくるよということだと思わすけれども、今年度中に議員に報告できるということていいかどうかということと、もう一つ県や国は浸水に問題があるから地域計画の策定を保留してくださいということては言っているんでしょか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 地域計画におきましては、今後の大規模修繕において環境省における国費をもらっていく上で必要不可欠なものでございすので、少しでも早くこの浸水対策の案件が環境省に認めていただいて、地域計画を出せるよう状況に持っていくたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ということは、今ちよつとご答弁だと、いつまでに報告するということは今の段階では言えないということかということと、それから答弁漏れがございすので、もう一度申し上げますと、県や国は浸水に問題があるので地域計画の策定については保留してほしいということては言っているのかどうか、お答えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 地域計画におきましては、今のところ県から来ている通知としましては、対策が講じられない場合、地域計画の承認を留保し、ひいては交付金の交付も留保するという形を聞いておりますので、いかんせんその環境省の浸水対策で衣浦衛生組合が出した浸水対策を認めていただかない限りは地域計画も出せないという状況になっておりますので、今それを折衝している状況でございす。

それと、延命化計画におきまして全般的なことをいつも議会があつて発表できるのかということてはなんですけれども、いずれにしましても国の判断に基づいての結果となりますので、今年度中の議会の中でご答弁できる話としましては、決定事項でない可能性もあるということだけご理解ください。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） さきほど事務局長おっしゃっているように、この地域計画を策定しないと延命化整備にかかる交付金の申請が、もうできなくなってくるんですよね。なので、令和20年度までの延命化に今のままだと影響が出るのではという、私、今危惧しているんですけれども、影響が出るかどうかということをお答えいただきたいのと、あとこの整備計画を先送りした場合、その場合、整備が遅れてごみ処理がストップするなどの影響は出ないのでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 当クリーンセンターにおきましては、2039年度までは使うという方針が出ておりますので、先回大規模改修を行いましたのは平成26年から28年の3カ年でございました。それと、この施設の終盤である2039年までの中間である令和6、7、8ぐらいをめぐりとしております。その近辺で行うことが一番費用対効果が高いだろうという形をもっておりますので、その時に何とか延命化事業ができるよう地域計画を認めていただけるよう、国に対してしっかりと要望していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 今ちょっと交付金の話とかも出てきましたので、やはりこの交付金の申請、こちらの手続もございますので、せめて5年前から次期大規模改修については今年度計画を作って大規模改修に向けて動きを推進しないと、令和8年以降のクリーンセンターの稼働については保障できなくなると私は考えております。地域計画策定を進め、交付金申請の際、国や県から変更するように指示をされたら変更をかけていくようにしなければ間に合わないと考えますが、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 焼却施設の一般的な寿命が30年と言われている中で、常にこの施設も寿命に近づいているところがございますので、いずれにおきましてもクリーンセンター衣浦の大規模改修に関する時期が来ておりますので、将来的な計画を具体化に向けて現在進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ちなみに今ちょっとこの地域計画は、どのあたりまで何か対応されているのかということ、教えていただけたらと思います。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今年度発注する予定でございましたけれども、さきほど申し上げた理由のとおり、なかなかできない状況でございますので、国の環境省の方針が決定後、速やかに対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 毎年総合整備その1、その2、それから工事請負費で9億円余の費用負担が発生しておりますが、延命化工事を先延ばしにすることによりまして、この費用が交付金

でまかなえないこととなり、整備が終わるまで起債の対応となるのではないかと考えております。整備が始まるまで毎年9億円の75%の、これ計算すると約6.8億の借金が増えることによって、財政負担が重くなるのではないかと考えるんですけども、その当たりのお考えをお聞かせください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） いずれにしましても効率的な延命化に資するよう、努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 私この間、やはり将来この広域化するまでの間、広域化その後も心配なんですけれども、とりあえずそまでの間にきちんとした整備計画がないと、やはり両市の財政負担が重くなるということは明らかだと思うんですね。そういう意味でも今年度中に地域計画をご報告いただけるようにご努力いただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林晃三君） 以上で、倉田利奈議員の一般質問を終わります。

次に、1番 岡本守正議員の質問を許可いたします。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） それでは質問させていただきます。クリーンセンター衣浦衛生組合ごみ持ち込みの時の交通渋滞を中心に質問させていただきます。

（1）新たに設置された待機路延長はどれぐらいの長さがあるのか。また、自動車ですべての台数になるか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 待機路延長につきましては約110メートルの延伸を行いました。その増設工事によりまして、クリーンセンター入り口から車の重さを量る計量棟までの待機路として利用できる距離が260メートルとなっております。

次の何台ぐらいの自動車が停車できるかという質問ですが、普通車の車長がおおよそ約5メートルで、車間距離が1.5メートルとした場合、16台から17台程度が停車できる性能となりますが、利用開始時から現在の状況を確認したところでは、平均14台程度の車両が待機路に並んでいることが確認できております。

以上です。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） それでは（1）の、その今の2回目の質問になりますけれども、待機路延長工事費はどれだけか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 本工事の工事費におきましては1,730万5,200円でございます。よろしく申し上げます。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） それでは（2）待機路が延長されてからごみ持ち込みの自動車の渋滞の状況についてどのような状況ですか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 待機路におきましては9月6日より使用を開始しました。使用開始からの期限が3週間ほどと短いのですが、使用を開始してからの状況について説明させていただきます。ごみの搬入は1週間の中で月曜日が一番多く、9月6日の月曜日では832台の搬入がございまして、待機路を使用しても場外に出る状況でございました。翌週の13日の月曜日には808台の搬入がありましたが、場外に車両は出ることなく待機路の効果が見られました。また、10日、17日の金曜日はトヨタ系の工場がお休みであったため、10日が878台、17日が午後から雨であったにもかかわらず709台と多くの搬入がございまして、場外に並ぶ状況でございました。その他の日につきましては、場外に並ぶような渋滞はございませんでした。

今後も搬入状況を見極め、さらなる渋滞対策を講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） ごみ持ち込みの時間はどのようになったかということで、さきほどちょっとダブるような感じですが、時間帯としてはいつごろが一番ピークになるのか、教えてください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ごみ持ち込みの待ち時間は、クリーンセンターへ来場される方の目的によって様々でございます。利用者の大半を占める地区のごみ回収時に拠点へ出すことができず不燃の粗大ごみや衣類、紙などの資源ごみだけを持参される方、可燃粗大ごみを2階プラットホームへ捨てるための目的で来られる方もお見えになります。

これまでの渋滞状況を見る限り、来場者の方々の待ち時間はごみピットに利用者が集中した時に待ちの渋滞が発生することがほとんどです。この待ち時間が発生する時期は年末やお盆、連休時で、ごみ捨ての渋滞が発生し、最長で1時間程度の待ち時間が発生する状況を確認できております。平日におきましても月曜日、水曜日の午前中に一時的ではございますが、車両が場外に並ぶことはございますが、その場合は20分から30分ほどの待ち時間となっております。時間帯は午前中が多い状況でございます。

以上です。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） 年間のごみ持ち込み台数はどれだけか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 元年度、2年度の搬入状況におきましては、元年度11月に起こりました火災の影響で平年とは異なるため、平成30年度の実績でお答え申し上げます。平成30年度の実績は市の収集車が8,853台、事業系の搬入が2万5,088台、一般家庭の搬入が12万494台、合計15万4,435台となっております。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） 大変な台数ですけれども、このようにして年間持ち込まれるごみの量はどれだけのトン数になりますか、お答えください。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 1年間に持ち込まれたごみの量についてお答えします。令和2年度の可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、可燃粗大ごみの総搬入量は3万8,729.1トンの搬入でございました。

以上です。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） 大変な量でありますけれども、この量をちゃんと燃したり、リサイクルに持って行ったり、いろいろな形になります。衣浦衛生組合全体の従業員は何名か教えてください、全体の。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） クリーンセンター衣浦で従事する者の人数についてお答え申し上げます。

ます。令和3年度9月1日現在の全従業員でございますが、衣浦衛生組合の職員は23名が従事しており、内クリーンセンターを所管する業務課は、業務課長以下8名が従事しております。その他ごみ処理施設運転管理業務委託で20人、ごみクレーン運転業務で4人、不燃物等選別業務委託で通常8人、資源ごみ分別指導業務委託で3人、ごみ搬入管理業務で2人の合計にしますと45名でございます。

以上です。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） 45人と言われているんですけども、それぞれ、いわゆる異常の時や何かについても人数や何かは分かるのでしょうか。交通整理も含めてお願いしたいんですけども。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 今さきほどお答えした45人のほかには、やはり渋滞等の整理、交通整理等がございますので、ガードマンを適宜準備して対応しております。大体3人から多い時で8人ぐらいをもって渋滞等が適切に流れるような形で交通整理をしている状況でございます。

以上です。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） 待機路延長に年間や、お盆の時のごみ持ち込みの渋滞、交通渋滞は少しは緩和されるというように思いますけれども、私も年末の時に来た時は農道の利用、大渋滞ということで、大変な状態がされていて農道を二つぐらいの農道を利用されているという状況を見ております。この渋滞をなかなか解決できないのではないかとこのように思いますので、クリーンセンター衣浦衛生組合の管理地内に、この前の火災の時のように一時保管を作るスペースもありますので、その時だけでいいですから一時保管所をちゃんと作って大渋滞を避けていく必要があるのではないかとこのように思います。その点、よろしくお願いします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 待機路の延長によりまして、場外でお並びいただく交通渋滞は緩和できると考えておりますが、議員の質問どおり年末やお盆などの900件を超える搬入がある場合では、農道までの渋滞が解消されるものではございません。その対策として、衣浦衛生組合が管理するスペースの有効利用ということでございますが、令和元年度に発生したクリーンセンターの火災に伴いまして、令和2年1月14日から8月21日の7カ月間に午前中のみし尿処理のある衛生センターの空き地で仮設分別会場として活用した実績がございます。この期間は衛生センタ

一付近、クリーンセンター付近では交通整理に要した委託料が900万円。仮設分別会場の仮囲いを始めとする資源物資の運搬や処分にかかる委託料が4,270万円と多額の費用がかかりました。

また、ゴールデンウィークやお盆期間には場内が満車の状態になり、ボートチケット売り場側とのリサイクルショッププラザ側の両方からの搬入車両がスムーズに入場できず、交通渋滞が発生し、周辺住民に大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

費用面や渋滞対策等が困難であることから組合市にもご協力いただき、渋滞状況を利用者のほうに周知することで、ソフト面での対応を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） いずれにしても、多額な、いわゆる火災のあった時は多額のお金が必要だったということですが、やはりこれからは年末年始、期間的には、日数的にはそんなに多くはないと思いますので、その時点だけでもいいですから対応をしていかななくては市民の要望には応えられないというように思いますので、これからいわゆる火災の時ような状況にはならないという形で年末、お盆の対応をやっていくことについて、ちゃんとお答えしていただきたいというように思いますので、もう一度お願いします。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 繰り返しになりますけれども、費用面等、渋滞対策等が一般道に対する困難がありますので、適宜利用者の方に現状の渋滞状況をソフト面での対応で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○10番（岡本守正君） やはり市民の中には納得できない部分、特に農道までにはみ出る部分が、やはり数日はあるというように思いますので、その時だけの対応、やはりこれをちゃんとしていただけなくてはならないということで、そのことについてやはり検討していただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（小林晃三君） 以上で、1番 岡本守正議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（小林晃三君） 次に、日程第4 議員提出議案第1号 衣浦衛生組合議会会議規則の一

部を改正する規則についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（小林晃三君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） ただいま議題となりました議員提出議案第1号 衣浦衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

参考資料によりまして、ご説明申し上げますので、参考資料1を御覧いただきたいと思っております。

1の改正の理由であります。総務省から地方公共団体における押印の見直しを要請されたことに伴い、衣浦衛生組合議会においても押印のあり方を見直すため、規則の一部を改正するというものであります。

2の改正の概要であります。押印の見直しに係る規定の整理（第38条関係）請願書の提出時に請願者に対して求めているなつ印及び請願を紹介する議員に対して求めている署名を署名又は記名押印に改めるというものであります。

3の施行年月日であります。公布の日から施行するというものであります。

以上で、議員提出議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第5 議案第4号 衣浦衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第4号 衣浦衛生組合個人情報保護

条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりまして、ご説明申し上げますので参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）が令和3年5月19日に公布され、同年9月1日から施行されたこと及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が同年5月19日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正が同年9月1日から施行されたことに伴いまして、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）規定の整理（第22条関係）としまして情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されることに伴い、条例中の規定を適切な表現に改めるというものでございます。

次に、（2）引用条項の改正（第22条関係）としまして訂正請求に係る個人情報の訂正をする場合の通知に関する規定について、条例中の引用条項を改めるというものでございます。

続きまして、（3）字句の整理（第22条関係）としまして条例中の字句を適切な表現に改めるというものでございます。

3の施行年月日につきましては、公布の日とするというものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） デジタルの関係で、デジタル法案ができちゃったということで、これでその例えば碧南市民、それから高浜市民それぞれのマイナンバーも含めて、それぞれがこれに管理しようとしているわけですけれども、それに上がってくるその人たちは何%ぐらいにあるのか。いわゆるその、例えばマイナンバーなんかと一緒に状況になると思うんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今ご質問の件でございますけれども、当組合としましてはそういうマイナンバーの管理だとか職員の管理でもしてはございますけれども、一般市民の方のそういう情報については一切扱っておりませんので、お答えはちょっとできないという状況でございますので、よろしく申し上げます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 日本共産党はデジタル関連法案で設置されるデジタル庁の権限は地方自

治体を侵害するというのが大きな問題だというように思いますし、デジタル庁は各府、省が補助金を出していくということですね。自治体の情報システムにも、そのことによって口挟むことがはっきりしております。勸告権も総務省を通じて自治体に及ぶことになる。自治体に二重、三重に介入する仕組みになるということになっておりますので、これについて反対をしていくわけですが、答弁はちょっと要りませんので反対していきますので、よろしくお願いします。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第6 衣浦衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第5号 衣浦衛生組合のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、総務省による地方公共団体における押印の見直しの要請に伴い、職員の押印を求める行政手続の見直しを行うため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、押印の見直しに係る規定の整理（別記様式関係）としまして、新たに職員となった者がサービスの宣誓を行う際に署名する宣誓書の様式から押印を求める規定を削除するというものでございます。

3の施行年月日につきましては、公布の日とするというものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小林晃三君） 続きまして、日程第7 認定第1号 令和2年度。

○10番（倉田利奈君） 議長、議長、すみません。動議を言ってよろしいですか。1時間たちましたので休憩の要請をしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小林晃三君） ただいま倉田議員から休憩の動議が出されました。セコンドとされる議員の皆様いらっしゃいますでしょうか。

○9番（鈴木勝彦君） トイレ休憩ですか。

○10番（倉田利奈君） はい。

○議長（小林晃三君） セコンドとされるということによろしいですか。はい、それでは、ただいま動議が出されましたので。

それでは暫時休憩とさせていただきます。10分間の休憩とさせていただきます。

再開は11時20分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

午前11時9分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（小林晃三君） さきほどは失礼をいたしました。また皆様に少しお願いがございます。音声がちよっと聞き取れないということがございますので、できる限りマイクに近づいて発言がしっかり聞き取れるようにご協力をお願い申し上げます。

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7 認定第1号 令和2年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（小林晃三君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました認定第1号 令和2年度衣浦衛生組一般会計歳入歳出決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、令和2年度決算における特筆する事項としまして、その前年度、令和元年度に引き続きまして、クリーンセンター衣浦の火災事故の復旧及び新型コロナウイルスによる影響が表れたものとなっております。火災復旧に伴う事業としましては、復旧工事が昨年8月末に完了しております。また、それまでの間、仮設分別会場を隣のし尿処理施設奥の旧ごみ処理施設跡地に開設し、臨時の粗大ごみ及び資源ごみの回収をさせていただきました。さらに、工事中運転できなくなった可燃粗大破碎機の代わりに仮設の移動式破碎機をレンタルし、粗大ごみや剪定枝の破碎を行っております。

これら火災事故に関する令和2年度決算における影響額は10億8,430万6,521円で、決算全体の33.3%を占めております。なお、火災関連事業は令和2年度に全て完了しまして、現在は通常の受入れを行っております。この間、両市及び組合議会初め関係各位並びに多くの市民の皆様のご理解とご協力を賜り、難局を乗り越えることができましたことを改めて感謝申し上げます。

次に、新型コロナウイルスの影響でございますが、令和2年度は4月から5月までの2カ月間、緊急事態宣言下においてリサイクルプラザと余熱利用施設を休館しており、使用料の歳入減、歳出では光熱費等の減等の影響が出ております。現在もコロナ感染拡大が懸念されておりますので、国や県の動きを注視しながら組合市と連携し、営業時間の短縮等、速やかな対応をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは決算全体につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、令和2年度衣浦衛生組一般会計決算書1ページを御覧ください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別添監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するというものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

見開きで横長の表となっております。歳入歳出決算につきましては、3ページ側の収入済額の一番下、歳入合計の欄でございますけれども、歳入の収入済額は33億1,141万623円で、前年度決算額21億4,537万5,110円と比べ11億6,603万5,513円、率にしまして54.4%の増でございます。

次に、歳出決算につきまして、4ページ、5ページをお開きください。

5ページ側の支出済額の一番下、歳出合計の欄でございますけれども、歳出の支出済額は32億5,141万5,100円で、前年度決算額20億8,024万2,250円と比べ11億7,117万2,850円、率にしまして56.3%の増、予算に対する執行率は97.0%でございます。4ページ表下、欄外の歳入歳出差引残額5,999万5,523円は、翌令和3年度へ繰越すものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

決算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款1項1目分担金の収入済額は18億1,056万5,000円、歳入構

成比は54.7%で、前年度対比2億451万円、率にしまして12.7%の増でございました。内訳としましては、碧南市より10億7,840万4,000円、分担率は59.5617%、高浜市より7億3,216万1,000円、分担率は40.4384%でございます。次に、2款1項1目使用料の収入済額は1億7,181万7,301円で、歳入構成比は5.2%で、前年度対比2,813万8,051円、率にしまして14.1%の減でございます。次に、3款1項1目財産貸付収入の収入済額は240万1,343円、歳入構成比は0.1%で、前年度対比19万8,575円、率にしまして7.6%の減でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目繰越金の収入済額は6,513万2,860円、歳入構成比は2.0%で、前年度対比148万42円、率にして2.2%の減となっております。次に、5款1項1目諸収入の収入済額は1,439万4,119円、歳入構成比は0.4%で、前年度対比325万7,819円、率にしまして18.5%の減となっております。これは主に破碎鉄くず等の数量の減及び売却単価の下落によるものでございます。次に、6款1項1目衛生債の収入済額は12億4,710万円、歳入構成比は37.7%で、前年度対比9億9,460万円、率にしまして393.9%の増となっております。これはごみ処理費の工事請負費において、更新工事の整備項目の増及びクリーンセンター衣浦火災復旧工事の令和2年度分の借入れを行ったことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費の支出済額は47万8,645円、歳出構成比は0.1%で、執行率は97.9%でございます。次に、2款1項1目一般管理費の支出済額は5,336万8,846円、歳出構成比は1.6%、前年度対比5,059万7,595円、率にしまして48.7%の減、執行率は91.1%でございます。減の主な理由としまして、3節職員手当等において、令和2年度は退職者がいなかったため退職手当の支給がなかったことによるものでございます。

12ページ、13ページに移ります。

12節委託料の支出済額は415万3,947円で、広見排水機場維持管理委託を初め7件の業務委託を行ったものでございます。次に、3款1項1目清掃総務費の支出済額は1億3,899万677円で、歳出構成比としましては4.3%、前年度対比は78万4,311円、率にしまして0.6%の減で、執行率は97.0%でございます。主なものは、一般職15人分の給与及び会計年度再任用職員の8人分の報酬等でございます。次に、表の最下段になりますが、2目し尿処理費の支出済額は1億3,135万9,779円、歳出構成比としまして4.0%で、前年度対比263万4,702円、率にしまして2.0%の減、執行率は93.6%でございます。

14ページ、15ページに移ります。

10節需用費は、し尿処理に使用する電気料を初めとした光熱水費の支出が主なものとなっております。12節委託料は、し尿処理施設維持管理委託を初め3件の業務委託を実施したものでございます。次に、3目ごみ処理費の支出済額は24億6,512万7,477円、歳出構成比は75.8%で、

前年度対比は11億7,421万3,129円、率にしまして91.0%の増、執行率は97.6%でございます。10節需用費の支出済額は5億1,213万6,975円、執行率は90.9%で、排ガスを浄化するバグフィルターろ布等、機械消耗品の購入を初めとした消耗品費、クリーンセンターの運転に要する電気料を始めとした光熱水費及びごみ処理施設総合整備を始めとした84件の修繕料が主なものでございます。12節委託料の支出済額は5億5,353万262円、執行率98.4%で、前年度対比は4,951万円余、9.8%の増でございます。これは、ごみ処理施設運転管理業務委託における人件費の上昇による増、火災に伴う仮設分別会場運営事業委託の委託期間の増及びクリーンセンター衣浦整備構想策定業務委託の新規計上による増が主なものでございます。整備構想業務委託につきましては、成果報告書45ページの概要にてご確認ください。

続きまして、13節使用料及び賃借料の支出済額は3,182万2,340円、執行率は100%で、火災に伴う仮設破砕機レンタル料の支払が主なものでございます。14節工事請負費の支出済額は13億6,452万8,000円、執行率100%で、これはごみクレーン制御装置等更新工事を始め3件の工事を施工したもので、ごみクレーン制御装置等更新工事及び火災復旧工事につきましては、成果報告書の46ページから51ページをご参照ください。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

4項リサイクルプラザ費の支出済額は1,254万4,496円、歳出構成比は0.4%で、前年度対比613万9,820円、率にしまして95.9%の増、執行率は95.2%でございます。主なものは14節工事請負費で、リサイクルプラザ空調設備機器更新工事を実施したものでございます。成果報告書52ページに概要を載せておりますので、ご参照ください。

次に、5目余熱利用施設費の支出済額は1億755万3,951円、歳出構成比は3.3%で、前年度対比1,453万2,137円、率にしまして11.9%の減、執行率は90.6%でございます。10節需用費の支出済額は5,325万8,157円、執行率は84.1%で、主なものはサン・ビレッジ衣浦の浴場及びプール施設の運営管理に伴う電気料を始めとした光熱水費及び修繕料につきましては、昨年5月にコロナで休館しておりました際に浴場施設の洗い場の温水配管からの温水漏れが発見され、緊急で修理を行う必要が生じたため予備費を充当したものでございます。

18ページ、19ページに移ります。

12節委託料の支出済額は4,877万1,278円、執行率は99.2%で、これは浴場関係設備機器保守点検業務委託を始め9件の業務委託を実施したものでございます。次に、2項1目斎園費の支出済額は1億303万3,549円、歳出構成比は3.2%で、前年度対比187万8,547円、率にしまして1.9%の増、執行率は95.0%でございます。10節需用費の支出済額は4,362万5,307円、執行率は90.9%で、この主なものは修繕料で火葬炉設備等整備を始め16件の修繕を行っております。

20ページ、21ページに移ります。

12節委託料の支出済額は3,784万9,240円、執行率は98.0%で、火葬業務等の委託を始め20件の業務委託を実施したものでございます。次に、4款公債費の支出済額は2億3,895万7,680円、

歳出構成比としまして7.3%で、前年度対比5,748万5,431円、率にしまして31.7%の増で、これはし尿等下水放流施設の建設及びクリーンセンター衣浦延命化工事等に伴う償還金でございます。なお、令和2年の現在の未償還残高は、38億9,778万3,649円でございます。

なお、22ページからは実質収支に関する調書、24ページから26ページには財産に関する調書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、認定第1号 令和2年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林晃三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑及び討論に入る前に、本案件について先に監査委員において審査され、その審査意見書を配布しております。本日は議長において、監査委員の出席を求めていますので、この際、監査委員より決算審査に対する意見の開陳を求めます。

○監査委員（小林 尚君） 議長、代表監査委員。

○議長（小林晃三君） 代表監査委員。

○監査委員（小林 尚君） 監査委員の小林 尚です。どうぞよろしくお願ひします。議長から意見の開陳を求められましたので、監査委員を代表しまして、令和2年度衣浦衛生組合一般会計の決算審査の概要について、ご報告申し上げます。

管理者より提出されました令和2年度衣浦衛生組合一般会計決算書につきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を実施いたしました。その結果に対する意見を申し上げます。

まず、審査の方法でございますが、審査は決算書及び決算附属書類が関係法令等に準拠して作成され、かつ予算執行実績を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類等の照合を始め、計数の正否、妥当性について審査しました。

また、現金預金残高を関係金融機関提出の預金残高証明書により確認いたしました。

そのほか既に実施いたしました出納検査及び定期監査の状況を参考として、所管ごとに関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

その審査の結果、審査に付された決算書及び附属書類はいずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係帳簿と符合して正確に処理されておりました。決算の内容及び予算の執行についても良好であり、財政運営は適正なものであると認められました。

また、公有財産の管理状況も適正に処理されていると認められ、それぞれの表示の計数も正確なものであります。

詳しい資料は、皆様方のお手元に令和2年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書をお届けしてございますので、計数等を比較、ご調査願ひたいと思っております。

大変簡単ではございますが、監査委員の監査報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小林晃三君） 意見の開陳が終わりました。

これより歳入について、質疑に入ります。質疑の際は執行部に対してか、監査委員に対してか、答弁者をはっきりさせた上、資料名及びページ数を言ってください。なお、申合せにより質疑回数は歳入歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） では、主要施策成果報告書の19ページから御覧いただきながら、説明申し上げたいと思います。1款1項1目1節分担金について、当局にお尋ねいたします。1人当たりのごみの排出量が令和元年は碧南市が325キログラム、高浜市が291キログラムで、碧南市民のほうが1人当たり34キログラム多く、また令和2年度は碧南市332キログラム、高浜市292キログラムで碧南市民のほうが1人当たり40キログラム多いというデータが示されております。ごみの総重量ですが、令和2年度で計算いたしますと碧南市が総重量の約62.81%、高浜市が総重量の37.2%となっております。分担金は碧南市、高浜市それぞれの人口割りということで、碧南市が59.5617%、高浜市が40.4383%となっているので、高浜市がごみの総重量だけを見ますと分担金を約3.2%多く分担していると言えます。分担金の決め方は、どのように行っているのでしょうか。また、毎年このように分担金を人口割りで負担ということをしていくのかということと、分担金割合の見直しはしないのでしょうか。また、サンビレッジ利用者の碧南市、高浜市の利用割合が分かれば教えてください。

続きまして、2款1項1目1節し尿処理施設使用料及び3節リサイクルプラザにも同様に目的外使用料として電柱土地使用料となっております。それぞれ内容についてご説明ください。

同じく2款1項1目の2節ごみ処理施設使用料につきまして、事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の使用料の見直しは検討しているのかしていないのか、お聞かせください。

それから、2款1項1目4節施設使用料の徴収でございますが、回数券、ここで示されております回数利用券というものが、碧南市が発行している高齢者への無料回数券になるかということを確認したいと思います。

それから、同じく2款1項1目4節の目的外使用料の内容及び5節の目的外使用料の内容についても合わせて教えてください。

5款1項1目1節普通傷害保険確定精算金の内容について詳しく教えてください。

同じく2節の破碎鉄屑等売却代につきまして、さきほど鉄くずが減ったとか、理由を言っていたんですけども、なぜこの鉄くずが減ったのか。また売却の下落につきまして価格の変動につきまして、できれば過去5年ぐらい分かる範囲で教えていただきたいのと、今後予測されることがあれば教えてください。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、初めに分担金に対してのご質問がありましたけれども、分担金につきましては、規約の第12条ですね。規定されているものでございまして、それにつきましては組合の設立、また新たな施設の建設が計画された当初に両市の話し合いによって決められるものでございますので、途中の段階で見直しを行うということになりますと、それまで分担いただいた分との整合性等を含め、考え方を整理するには十分な研究調査等、改めて両市の合意形成が必要になると考えますので、相当な時間を要するということがあります、いずれにしても分担金のあん分方法について、組合がその考え方を差し挟むということは適當ではないと考えますので、これ以上の回答は控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、碧南市、高浜市の割合ということですが、管外も含めてこれはちょっと分かりません。それから、碧南市の回数券のお話がありましたのでお答えさせていただきます。シルバー券は表の中にもありましたが、主要施策成果20ページですね。20ページの表の中にあります回数利用券2,978件の中に含まれております。ちなみに件数はシルバー券が2,231件、障害者券が一般の30つづりが58件、小中学生の11枚つづりが1冊となっております。

それから目的外ということで、まず、衣浦斎園のほうの目的外ですけれども、葬儀用祭壇建物使用料ということで、株式会社衣浦斎園互助会より建物使用の使用許可申請が提出されたので、建物使用要項により使用許可をし、建物使用料を徴収しています。

それからもう一つは、サン・ビレッジのやはり目的外使用料ということで、サン・ビレッジ衣浦の運営管理を請け負っている愛知スイミングが水着等を展示するためのショーケースを置くため、建物使用料を徴収しているものです。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 19ページ、ごみ処理施設使用料のクリーンセンターの事業系の廃棄物の使用料についての見直しの質問にお答えいたします。現在この見直しについては、検討しておりません。

次に、鉄くずの内容について、ご質問がございました。21ページですね。21ページの鉄くず等売却代のところで質問がありました。5年の実績で、昨年度、令和2年度の売却の時、これちょっと細かく数量が分かれておりまして、一番大きかったもので、2年度でご説明いたします。鉄として、自転車だとか、通常の鉄としては546キログラム超ございました。あと、工事用の鉄くず5トンですね。546トンございました。工事用の鉄くずが40トンございまして、あとナゲッ

ト、銅線が11トンあったというところが大きなところでございます。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 21ページの5款の2項雑入のうちの1節一般管理費雑入のうちの普通傷害保険確定精算金等というところでございますけれども、普通傷害保険の精算の内容について質問がございました。これはクリーンセンター及びサン・ビレッジの利用者に対する傷害保険でございまして、令和元年5月1日から令和2年5月1日までの対象利用者をクリーンセンターが7万人、サン・ビレッジが5万人とそれぞれ見込んで契約をいたしておりましたが、火災発生よりクリーンセンターの利用者が大幅に減になったこと。またコロナウイルス緊急事態宣言期間中、サン・ビレッジを休館したことなどにより、当初の見込みが大幅に少なかったということでございます。クリーンセンターのほうは7万人、確定が5万6,631人ということで、差が1万3,369人あったということでございます。金額にしますと契約は56万円で、これの確定が45万3,048円、差額は10万6,952円ございました。サン・ビレッジのほうは契約は5万人のところを3万7,075人ということで、その差が1万2,925人ということで、金額にしますと47万7,500円の契約のところ精算しまして35万4,067円、差額は12万3,433円になったということ、精算が生じたというものでございます。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） さきほど、ちょっと答弁漏れがございました。鉄くず等の売却について、今後の予測でございますが、鉄くずの売却代金につきましては、海外等での受入れが主になりまして、いろいろな経済需要等ございますので、現時点でこの中ではちょっとここは不可能というように考えております。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ちょっと答弁漏れがあるようなんですけれども、2款1項1目の目的外使用料。2款1項1目の電柱等土地使用料とか、電柱等土地使用料ですね。これが2項目あるんですけれども、どういうことで歳入として挙がっているのか、よく分からないのでご説明いただきたいのと、あと再質問になるんですけれども、さきほど2款1項1目4節の施設使用料において、回数利用券がここに碧南市の高齢者への無料回数券含まれていますよということで、ほかに障害者券が入っておりますというのと、あと中学生の1回つづりというんですか。それがちょっとどういうものなのか、よく分からないのでご説明いただきたいと思います。

それから、同じく今の2款1項1目の5節ですね。5節の葬儀用祭壇建物使用料、どちらにお

支払いとかはご説明があったんですけども、ちょっと何でこれが使用料がいただけるのかという理由が今の説明だとよく分からなかったのでご説明いただきたいなというのと、あと5款1項1目1節の普通傷害保険確定精算金ですね。こちらの内容について詳しく教えていただいたんですけども、こちらにかかる保険につきまして市民の方に何かけがとか、事故とかあって、支払った方がいるかどうかについて確認したいと思います。

あと、同じく2節の破碎鉄くずにつきまして予測が難しいというお話や、どのような鉄くずの種類があったのかというのはお聞かせいただいたんですけども、なぜ昨年度だけ鉄くずがすごく減ったのかということがちょっとよく分かりませんでしたので、その当たりお聞かせください。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、さきほどの答弁漏れがありました件なんですけれども、衛生センター敷地内の高圧送電専用鉄塔が建っており、その鉄塔の地中管路の占用料を碧南市道路占用条例第2条により鉄塔敷地の占用料を衣浦衛生組合使用料条例第3条により中部電力パワーグリッド株式会社岡崎支店から徴収したものです。また、電柱が5本建っているのを衣浦衛生組合使用料条例第2条により、同業者から同じく徴収したものです。

それから、使用料の子供の1冊というお話なんですけど、これは障害者券の関係のほうでお子様は11枚つづりとなって、大人の方は30枚つづりなんですけれども、小学生、中学生の方は11枚つづりとなっていますので、これが1冊出たということです。

それから斎園の、さきほどの目的外使用料の話ですが、これは株式会社衣浦斎園互助会がその葬儀に使うものを置かせてくれということで、場所代を取るような形を使用料、場所代を取るような形になっています。一応、平米3円で4平米ということで、24時間で365日かけた金額をいただいています。以上です。あ、すみません。さきほどちょっとまた一つ漏れがありました。し尿のほうだけじゃなく、リサイクルプラザのほうの目的外使用料のほうは、やはりし尿と同じく電柱が土地に1本建っていますので、その電柱代ということです。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 鉄くずが減った要因でございますが、業者の方や市民が持ち込まれますので、原因というのはちょっと分かりません。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） さきほど普通傷害保険の実績でございますけれども、実績はございません。よろしくお願ひします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ありがとうございます。では、今実績が保険金のお支払のほうないよということなんですけれども、これは例えば、その中でこちらの施設が何か倒れちゃったとか、何かちょっと床がめくれている、そこでつまづいちゃったとか、そういうものが対象であって個人がそこで何かけがしちゃったとか、そういうものには対象にならないという理解でよろしいのでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 室内であれば補償はさせていただくものでございますので、こちらの建物に何か障害があつて、それでけがをされたというだけではなく、転んでけがをされたとか、そういう場合でも補償はさせていただきます。よろしいですか。

○10番（倉田利奈君） ああ、ちょっといいですか。最後に1回。すみません。今ので、今の、すみません。答弁に関わる部分だけお聞きしてよろしいですか。

○議長（小林晃三君） 分かりました。倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ありがとうございます。そこまで範囲があるんだなということを今私も知ったもんですから、多分結構、子供たちってプールの周りで走っちゃって切っちゃったとか、いろいろなけがとかあると思うんですけれども、そういうところも今のだと補償の対象になるのかなと思うので、そういうことがあまり知られてないのかなと思うんですけれども、その当たり何か周知されているのか、何かあつた時にそういうお伝えしているのか、どういう形かだけ最後お答えいただければと思います。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） けがの程度もございますので、深い傷を負われたとか、骨折したとか、そうなりますと状況として係員なりに声をかえていただいて対処するということになると思いますが、多少つまづいてすり傷だとか、その辺でご本人がこれ結構ですという範囲では別にはないです。その程度にはよると思いますが。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 主要施策報告書の中で質問させていただきます。20ページの歳入です。余熱利用施設使用料ということで、コロナの影響があつたということだと思います。ゼロ年度は5,641万1,450円、今度の2年は3,855万9,148円というふうになっているんですけれども、これでコロナの影響と休館等による影響をお願いいたします。まず、それをお願いいたします。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、使用料でコロナの影響を受けた施設ということですが、リサイクルプラザと余熱利用施設サン・ビレッジ衣浦がございます。続きまして、コロナの影響による休館を行った施設及びその期間でございますが、リサイクルプラザでは新型コロナの影響で発出された緊急事態のため、令和2年4月11日から5月31日にかけて施設を休館いたしました。令和3年1月14日からの緊急事態宣言では休館の措置は行わなかったものの、来場者が密になることを避けるために、活動室の使用を中止したこと及び1、2月分の再生修理家具の入札を行いませんでした。

次に、サン・ビレッジ衣浦での対応でございますが、令和2年4月1日から5月31日にかけて施設を休館いたしました。令和3年1月14日からの緊急事態宣言では、休館の措置は行っておりません。

続きまして、休館をしたことによる影響額でございますが、リサイクルプラザ使用料ではショップ出品者の減少により施設使用料が減となりまして、昨年度と比べ、出品者は317人の減、使用料は6万3,400円、率にして15%の減でございます。サン・ビレッジの影響額でございますが、休館をしたことにより施設利用者が減少いたしました。利用者の数といたしまして4万6,629人の減、使用料といたしまして2,107万7,840円、率にして35.4%の減でございます。

以上となります。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 2回目の質問で21ページの5款2節ごみ処理費雑入ということで、破碎鉄屑等売却のところで、いろいろな種類があると思いますのでその内訳と、それと分別資源ごみ売却というところも、いろいろあると思いますのでその内訳と、使用済羽毛布団売却代についてお答えください。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） ちょうど、ちょっと答弁した内容とも重複いたしますが、お答えいたします。破碎鉄屑等の売却については、鉄くずとしてのもの、純粋な鉄としてのものに含まれておりますが、546トンで7円から20円、で、次に大きいものが工事用の鉄くずということで40トン、約40トンがおよそ7円から20円、ナゲット、銅線でございますが、銅線は11トン、約11トンございまして、45円から100円という幅がございます。あとは、アルミインゴット、アルミを作るものにつきましては、約20トンございまして、35円の売却単価になって含まれている現状でございます。

続いて、羽毛の売却のご質問でございますが、使用済の羽毛布団売却代につきましては、クリーンセンターに持ち込まれた羽毛布団の売却代で冬布団は563枚、単価が1枚当たり税抜きで

400円で24万1,770円。夏布団は159枚で、1枚当たり100円で2万7,720円ということでございます。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

○5番（石川輝彦君） 議長、5番。

○議長（小林晃三君） 5番 石川議員。

○5番（石川輝彦君） 時間も時間ですので、回りくどく聞くのはやめてダイレクトに聞きたいと思います。まず、成果報告書の21ページ5款雑入3節リサイクルプラザ費雑入というのがあって、94万1,710円というのが計上されていますが、もう一つ、使用料のほうでリサイクルプラザ使用料は、さきほども岡本議員のほうからもありましたが、1,179件上がっているというのであるんですが、歳出のほうで、このリサイクルプラザでリサイクルショップ使用料の方にお金を返したという実績が載っていないものですから、恐らくそこのお金の管理はされていないのかなと。じゃあ、決算上管理はされていないのかなという認識でいるんですが、このリサイクルプラザに持ち込んだ方、両市民が持ち込んでリサイクルプラザで売っていると思います。その1年間の金額と管理の仕方をお願いしたいと思います。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、お返しするという事はないです。お返しする、1人20品で200円いただいています。使用料ということでいただいています。それをお返しするという事はないです。すみません。使用料のほう、今僕が言ったのは使用料のほうのお話ですけども、お返ししたお金というのが517万9,420円がお返ししたお金になっています。

以上となります。

○5番（石川輝彦君） 議長、5番。

○議長（小林晃三君） 5番 石川議員。

○5番（石川輝彦君） 今50万がそのリサイクルプラザで個人の方が持ってきたお金を、そのお金をただ単に多分リサイクルプラザとしては、1度預かったお金をそのまま出すというふうだというに思っているんです。ですから、その50万を日々どのように管理されているのかというのを、まず今回ちょっとお聞きします。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、さきほどすみません。単位を間違えました、517万ですので。管理の仕方としましては、1週間ごとに銀行へ入金している形で。すみません、毎日入金しています。銀行のほうへ持って行っています。

○5番（石川輝彦君） 議長、5番。

○議長（小林晃三君） 5番 石川議員。

○5番（石川輝彦君） ありがとうございます。500万円という金額が支店間に流れるわけですが、その500万円というのは、やはり市民の方の、両市民の方の頑張りだと思っていますし、その500万円を預かっている職員さんたち、この方々の頑張りであるというふうでも思っています。ですから、それが今これ計上されていないものですから、この決算書にはその方々の頑張りが全く見えてこないんです。見せるために、その頑張りを見せるために何か工夫、お考えありますか。もう3回目ですから、最後お願いします。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） 今市民の方々が頑張っていたいて、お金をいただいたやつで何とかここへ反映させればということですが、歳入に入れるということになるのか。ちょっと今すぐどうこうというお答は。まず、第一に今ここの決算でもそうなんですけれども、あくまでもうちの歳出歳入に関して載せていますけれども、市民の方のやつ、いただいて一旦お返ししたりするところは、もちろん管理はしていますけれども、こちらには出てこないんですけれども、それをどう表現したら良いかちょっと難しいですけれども。ここもちょっと検討させていただきます。すみません。

○議長（小林晃三） ほかに質疑はございますか。ほかに質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出について質疑に入ります。歳出について質疑はございますか。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） では、まず歳出の24ページの主要施策成果報告書24ページの2款1項1目の12節委託料ですね。こちらの委託料なんですけれども、今ここ4点挙がっていますが、昨年と比べた場合、何か大幅な増減があるものがあれば教えていただきたいんですが、この契約におきましては、契約内容、随意契約なのかどうか。もしこの中に随意契約があれば地方自治法167第2項のどこに当たるのか、理由をお聞かせください。

それから、ごめんなさい。3款1項3目10節需用費に掲載のごみ焼却施設総合整備その1、その2ということで、あと14節にも工事請負費というように分かれているんですけれども、内容的には両方とも新設ではなく修繕や更新となっており、分けている理由はちょっと私には分りませんので、その理由を詳しく教えてください。

それから、総合整備その1、その2の機器の更新修繕につきましても、どのような整備を行ったのか、整備機器はそれぞれ耐用年数があると思うのですが、多くの施設機器の中で、今回の更新機器の選定理由書をお聞かせください。通常耐用年数、どのような整備基準に基づいて行うのかも合わせて教えてください。

それから、ほかの修繕費につきましても整備機器の過去の修繕履歴や整備内容、今年度からの組合員にも分かるように詳しく説明をお願いいたします。そちらにおきましても、耐用年数が整

備機器それぞれにあると思いますが、こちらも更新機器の選定理由、通常の耐用年数、どのような整備機器に基づいて行うかも合わせて教えてください。

それからこの修繕費及び工事請負費、この財源は起債であるかと思いますが、一般財源との負担割合を教えてください。

それから同じく12節の委託料におきまして、さきほども申しあげましたように随意契約で契約したものが、どの契約になるのか。また、その随意契約がありましたら何号随意契約になるのか、教えてください。

同じく12節の処理困難物処分業務委託料についてお聞きします。処理困難物というのは、どのようなものになるのか。また、処分方法について教えてください。また、この処理困難物については運搬委託料が計上されておりましたが、それはなぜなのかお答えください。

あと、その下の使用済乾電池運搬業務委託料、これですね。ほかの運搬業務委託料より随分高いように見えますが、その理由をお聞かせください。

それから、その下の使用済蛍光管運搬業務委託料、こちら計上されているんですが、処理委託料が入っていないのはなぜなのかということをお聞かせください。

同じく13節使用料及び賃借料についてお聞きします。清掃用具等借上料の内容を教えてください。また、さきほども説明にありました火災に伴う仮設破砕機レンタル料、これ、いつからいつまでの期間のレンタルになるかお答えください。

それから、3款1項4目7節プラザ講座開設実技指導料として3講座と書かれていますが、どのような講座が開催され、何名の方がそれぞれ参加されたのでしょうか。あと、これ多分講座が昨年のコロナにより中止されたり、開催日が縮小されたりということがあるかと思うんですけども、それによって例えば何か本来、講師の方がもらえるはずのものがもらえなかったりとか、報酬としてお渡しできなかったりとか、もし何か影響があればお聞かせください。

それから、3款1項4目12節の委託料におきましても、随意契約したものはどれになりますでしょうか。また、さきほどと同様、随意契約の理由を地方自治法のどこに当たるのかお聞かせください。

それから、3款1項5目10節需用費ですが、これ営業カレンダー7,000枚作成したという、読み取れるんですが、カレンダーどのように活用されたのか配付先等を教えてください。

同じく修繕費の、さきほども説明があった浴場洗い場修繕ですかね。こちらが、さきほど少し説明があったんですけども、何か急遽壊れてしまったという話で耐用年数等、何か問題があったのか。本来であればもう、もっと早く修繕が必要だったのか。それから機器等修繕、ポンプ等修繕について、これ費用がすごく大きくかかっておりますので、内容について詳しく御説明いただきたいと思います。

それから、同じく12節の委託料、こちらにつきましても随意契約した契約がどれなのか。また、随意契約の理由、何号随契になるのかということをお聞かせください。

ださい。

それから、18節の負担金、補助及び交付金としまして、碧南市観光協会負担金が計上されております。これ、何で碧南市観光協会に負担金が発生するのかということが理解できないので教えてください。

それから、3款2項1目の葬祭関係のところなんですけど、こちら遺族の方が持ち帰られなかった遺骨の処理についてかかる経費がどこに計上されているのか読み取れませんでしたので教えてください。

それから最後、さきほども私の一般質問で申し上げましたごみの広域化ですね。安城とこの衣浦の広域化に向けた基金の積立は考えていないかどうかについてお聞かせください。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、24ページの2款1項12節委託料の中の4項目でございますが、まず初めに広見排水機場維持管理委託につきましては、組合の敷地の南部と。すぐここからも見えますけれども、そこにあります排水機場の維持管理ということで、こちらは碧南市が下水道から管理している施設でありますので、随意契約で碧南市の農業水産課と契約いたしております。

次に、大気質調査業務委託ということで、こちらは入札で行っております。

続いて、例規集の更新データの委託料でございますけれども、こちらは随意契約で第一法規株式会社と契約をいたしております。こちらはインターネット上に公開していることもございますので、継続性がございますので、こちらとの契約を随意契約を行っている状況でございます。

あと、地方公会計統一基準財務書類作成助言の委託でございますけれども、これは国からの指導によって行っているものでございまして、随意契約で行って有限会社監査法人トーマツと契約を行っております。

前年度と比較して違いがある委託があるかということでございますけれども、広見排水機場の維持管理委託はその年によって整備項目、整備内容等が違いますので、この令和2年度はポンプ場の浚渫費、遠方監視システムの整備等がなかったということで、すみません、予算比較でございますけれども、前年度と比較して17万円減という状況でございました。その他につきましては、例年と同額の契約でございます。

随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号でございます。

以上です。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） まず、サン・ビレッジのカレンダーですね。34ページの印刷製本

費のカレンダーですけれども、これは基本的には来場者の方に配っているものです。それから、その浴場洗い場、これの修繕に関しては、前もって分かったか分からんかということですが、一応修繕計画には入れていたところなんですけれども、実はこれコロナで休館して、しばらく水の動きがなくなったところで急遽漏れちゃったというところで、通常使っていたら、まだいけたんじゃないかと僕らは思っているところなんですけれども、休館で止めたことによって水の動きがないから出ちゃったということです。

それから斎園ですね。すみません。次に斎園のページで言いますと、すみません。それじゃあ、さきに32ページのリサイクルプラザの随契のお話をさせていただきます。まず、この12節委託料の不用物品再生業務委託、これ随契の3号シルバー関係ということになっています。それから、導管詰り清掃業務委託は随契の1号で行っております。

それから、34ページの(5)修繕料の中の機器等修繕とポンプ等修繕は、これはうちの作り上げた整備計画の中で順次ポンプであったり、機器の修繕、更新を行っております。

それから、35ページの委託料のほうなんですけれども、委託料の中で2番目のプール・浴場管理及び清掃業務委託はプロポーザルで行っております。

それから、下のほうに行きまして受水槽等清掃委託料、それから次の、下のプール本体保守点検委託料は随契の1号で行っております。

それから、1番下に行きまして負担金、補助及び交付金ですけれども、碧南市観光協会というのは、これは場所が碧南にあって、サン・ビレッジの宣伝のためにマップに載せてもらっている形を取っております。

それから、今度はリサイクルプラザの報償費のほうのお話なんです、プラザ講座開設実質指導料ということで、リサイクルプラザはごみの減量目的と年間通してリサイクル講座を開催しております。令和2年度の内容としては三つの講座を開催しました。衣類のリフォーム講座、それからパッチワーク講座、飾り作り講座と三つ。本来は五つあったんですけれども、コロナの関係で二つはちょっとやることができないということで三つになりました。

今度斎園ですね。斎園のさきほど残骨なんですけれども、ここにお金としては出てきてないんですけれども、火葬炉燃焼設備保守点検業務委託。この中に含まれて全部込みで行っております。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 総合整備その1、その2とか、内容でその1につきましては、受入供給施設、燃料施設、燃焼型冷却装置、灰出設備等の点検と部品の取替えを行っております。その結果に基づいたものと、あと必要と思われる実際に老朽化していたものをその2で後半10月1日からの工期になっておりますので、後半のほうで対応させていただくということでござい

ます。あと、こちらのほうの耐用年数後につきましては、全て施設台帳等がございますので、それとの比較をしながらやっていくところです。

あと、工事と修繕の起債の割合でございます。工事が75%起債はっておりまして、修繕については起債ははっておりません。

あと、随意契約のところでございます。委託の随意契約でございます。ちょっといろいろございますが、発泡スチロール運搬処理業務というのは、これは2号でございます。随意契約でございます。あと、一般廃棄物処理運搬業務委託（県外）、分級機取出物溶融業務委託料、分別場ガレキ等処分業務委託、一般廃棄物埋立処分業務委託（県外）、焼却灰等運搬業務委託（県外）、ごみ焼却灰等溶融業務委託、焼却灰等運搬業務委託、大体こちらの方面につきましては、全て随意契約で2号のものになっております。

あと、処理困難物でございますが、ガラスの破片や陶磁器等、陶磁器がら、あと除湿器、タイヤ、消火器など。あとガスボンベ、小型家電の低品位のもの。こちらのものは処理困難物になっていて。あと乾電池等のご質問だったかと思うんですが、乾電池こちらは北海道へ持って行くものでございます。蛍光管につきましても北海道での処分になって、等の中に処分費も入っております。

清掃用具の借上げ等でございます。こちら入札で長期随意契約5カ年ということで、こちらモップや玄関マットなどそういったものです。

あと、破碎機のレンタル期間でございますが、平成2年の4月1日から平成2年の8月21日まででございます。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ちょっと今の答弁でよく分からなかったんですけども、結局その需用費とそれから修繕料、これの違いというのは結局起債するかしないかで分けているっていう理解でいいんでしょうか。そこをちょっと確認したいなというところと、あと、さきほどご説明があった2款1項1目の12節の広見排水機場維持管理委託料、これ遠方管理システムがなかったのということなんですけれども、これは碧南市さんのほうで入札をされたということよろしかったんですかというところの確認をしたいのと、あとさきほど3款1項4目のリサイクルプラザで三つ講座があっても一つしかできてないよということで、この指導料は1講座分の1人の講師の方ということになりますでしょうかというところの確認をしたいと思います。

あと、例えば3款1項3目のさきほど焼却灰との処分関係で、県内とか県外とかに埋立処分の業務委託料。例えばこの29ページ（3）の一番下のほうを見ると一般廃棄物埋立処分業務委託料、同じ項目で県内と県外がありますよね。同じくこの焼却灰も同じような名前であるんですけども、これ多分そうなってくると随契の2号じゃなくて1号になるのかなと思うんですけども、

その2号であれば、そこでしか特殊でできないよというところなんですけれども、県内県外あれば、それは県内だとここが一番いろいろ、こちらとして見積り取っても安いということで、1号にならないのかなと思うんですけれども、ちょっとその当たり随契の2号というのになるというところの理由を教えていただけたらと思います。

以上、お願いいたします。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今24ページの12節委託料広見排水機場維持管理委託料でございますが、議員おっしゃられましたように、これは碧南市側で入札を行いまして、その整備する業者を決めていただいていることでございます。

よろしく申し上げます。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 需用費等の起債のところでございますが、最終的に修繕料も総合整備のこの工事の扱いという形での起債になっているかと思えます。あと、焼却灰の関係でございますが、随契の関係でございます。こちらの西と東でそれぞれやれるところというところを選定して、その結果ここしか西と東の地区では当該の今回契約しております奈良と秋田なんですございますが、そちらでしかできないということで2号の理由にしております。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） 32ページのリサイクルプラザの報償費のお話ですけれども、さきほど言いましたように、5講座の中で3講座はやれて2講座は中止になったと。その2講座の指導料は当然お支払はしていません。3講座の方はもちろんお支払していますけれども、2講座の中止になった分に関しては、お支払はしていません。

以上です。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） ごめんなさい。さきほどの再質問で結局その工事と修繕費は起債するかしないかで分けてあるのかどうかというのの答弁漏れがあったかと思うんですけれども、それかちょっと私が理解できてないのか、よく分からないんですけれども、この違いがよく分けてある違いがよく分からなかったの、そこをお知らせください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（小林晃三君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 修繕と工事請負費の取扱いの違いですけれども、修繕につきまして

はオーバーホールですね。消耗品の交換とか、耐用年数が短いものを修繕として考えております。工事請負費のほうは、ごっそり新しいものに取り替えてしまうものを更新工事として、そちらは当然工事のほうは起債を考えておりますけれども、修繕と工事の分け方ですね。組合としましては、一部の消耗品の交換等の、一部のそのオーバーホールのもは修繕と考え、全部新品に交換するというものについては工事というふうに分けていますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 29ページの3款衛生費12節委託料というところで、さきほどの前の質問者とちょっとダブるところがありますけれども、お聞きします。ごみ処理施設運転管理業務委託というところで、1億4,190万、具体的なこの内容は教えていただきたいのと、就労者は何人か。焼却灰等処理関係ということで、一般廃棄物埋立処分業務委託、これ県内で4,139万2,308円ということでありまして、どこへ運搬されているのか。それと焼却灰運転業務委託、これも県内ですけれども、444万8,792円、これもどこに運搬されているのか。そして一般廃棄物埋立処分業務委託料、これ県外になっておりますけれども、2,087万6,174円、これも県外ということになっておりますけれども、県外のどこで処分されているのか。それと、30ページの1項清掃費3目ごみ処理費ということで、焼却灰と運搬業務委託料、これ県外になっております。1,208万6,206円、県外ということで、どこに処分されているのか。そして一般廃棄物運搬処分業務委託料、これも県外ですけれども、県外のどこに運搬されているのかということと、これらの業者の委託については、業者が受入れる、受入れないという、そういう問題もありますので、その辺のこともちょっとお聞きしたいです。

以上です。とりあえず1回目。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 29ページの修繕費委託料、施設内、ごみ処理施設運転管理等業務委託の件でお答えいたします。ごみ処理、こちらの委託は20人が業務に当たっておりまして、その内訳の内容といたしましては焼却施設の運転業務で12人、あと可燃と不燃の大型破碎機の運転で2名、ごみ焼却施設に粗大ごみ焼却施設の維持に勤める保守点検業務で6人が勤めているものでございます。

続いて、一般廃棄物処分業務委託の（県内）のほうでございます。こちら場所は武豊町にございます公益財団法人愛知臨海環境整備センター、いわゆるアセックへの運搬での埋立てでございます。

2の焼却灰等運搬業務委託、県内の444万8,000円の県内どこかというところがございますが、こちらさきほどのアセックで焼却灰を運搬する業務でございます。

次でございます、一般廃棄物処理処分業務委託（県外）、こちら上のほうにつきましては、奈良県の御所市にあります南都興産という企業さんに埋立処分されている部分があります。

次ですが、同じく焼却灰等運搬業務委託の（県外）でございますが、奈良県の南都興産に焼却灰を運搬する業務でございます。

あと、もう1個、一般廃棄物の県外でございます。こちらは秋田県の小坂町にありますグリーンフィル小坂株式会社さんへの運搬ということでございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 42ページから43ページの一般会計建設工事概要というところでちょっとお聞きしたいんですけども、ごみ制御装置等更新工事で3億2,340万ということですけども、これについての資料が付いているんですけども、全くよく分からないものですから、これについてももう少し説明をしていただきたいのと、それから火災に伴うクリーンセンター衣浦復旧工事ですね。これが大部分付いているんですけども、これについての説明をしていただきたい。これは14項目がそれぞれ載っているんですけども、この14項目について、それぞれお答えください。

以上です。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（小林晃三君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） ごみクレーン制御等更新工事でございます。ごみクレーン制御装置等更新工事はこれは随意契約で、株式会社神鋼ソリューションと契約しております。契約金額は3億2,340万円で、令和2年6月6日から令和3年3月25日間までのおよそ10カ月間の単年度の契約で事業を行いました。工事の概要といたしまして、25年を経過している当施設でございますが、やはり経年劣化により安定した処理が困難になるという状況の中で、当該施設の性能を維持するために整備計画等を基に必要な機器の更新計画を行ってございます。

内容につきましては、事業概要1番から11番までちょっとございます。主なものといたしまして、1番のごみクレーン制御装置の更新が8,129万7,700円、バグフィルタリテーナが3,334万4,300円、ちょっと飛ばしまして誘引機が3,541万6,000円と。HCL分析計更新というのが4,347万7,500円の主な工事の契約でございます。

続いて、火災の関係でございます。火災の復旧工事でございますが、・・・より株式会社神鋼ソリューションと契約しております。工期は令和元年12月27日から令和2年の8月31日の約8カ月でございます、No.1の事業概要にございますNo.1の可燃物搬送コンベヤの更新が税抜きで、3,055万3,000円、No.2のコンベヤの更新が3,544万2,000円、No.3が4,399万8,000円、No.5が4,644万2,000円、No.4が4,888万7,000円。以下大きなものはございますが、ちょっと省略しまして、1番の建設設備工事につきましては一番大きい金額になります、

2億5,665万2千円。あとは13番のごみ設備部分更新工事、こちらにつきましては1億1,488万3,000円という契約での工事となっております。

以上です。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

○1番（岡本守正君） はい、ちょっとすみません。議長、1番。

○議長（小林晃三君） 1番 岡本議員。

○1番（岡本守正君） 何かちょっと忘れまして。いわゆるリサイクルプラザ空調設備機器更新工事というところで、僕のイメージだと仕切りがあるところは1カ所ぐらいで、あと仕切りがないために、これを導入するのにどのような形で導入されたかお答えください。

○施設課長（杉浦 勲君） 議長、施設課長。

○議長（小林晃三君） 施設課長。

○施設課長（杉浦 勲君） リサイクルプラザの空調設備機器更新工事についてご説明させていただきますので、まず、成果報告書の42ページをお願いします。まず、この工事場所は高浜市論地町のリサイクルプラザとなります。契約方法は5者による指名競争入札でございます。契約者は株式会社長谷川設備工業で、契約金額は564万6,300円でした。工事概要につきましてご説明させていただきますので、52ページを御覧ください。まず、事業目的といたしまして、施設開業後22年を経過する中で、空調設備機器の能力低下を生じており、修理部品の生産中止によるため、空調設備機器の更新を行ったというものでございます。

次に、事業概要といたしまして下の図を御覧ください。左の、すみません。図の左上に入り口がございます。入り口を入れてすぐの情報コーナーでございますが、面積およそ30平方メートルで、天井に埋め込み型のエアコンを1台更新しました。能力としまして、冷房が62.5キロワット、暖房の能力が14キロワットでございます。それから、施設真ん中当たりのリサイクルショップ及び再生修理家具コーナーでございますが、ここはちょっと休憩みたいな形、広い空間になっていますけれども、面積はおよそ175平方メートルで、同じく天井埋め込み型のエアコンを2台更新しました。能力としましては、冷房能力20キロワット、暖房能力が22.4キロワットでございます。それから、リサイクルショップの奥側にありますリサイクル活動室でございますが、面積はおよそ48平方メートルで、天井埋め込み型を1台更新しました。能力としましては、冷房能力12.5キロワット、暖房能力14キロワットでございます。その隣にあります家具等修繕室ですが、面積はおよそ88平方メートルで冷暖兼用壁掛けタイプを1台更新しました。能力としては、冷房能力5キロワット、暖房能力5.6キロワットでございます。

以上、合計5台の空調設備機器を更新したものでございます。以上です。

○議長（小林晃三君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ほかに質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これより歳入歳出の討論に入ります。反対討論を求めます。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（小林晃三君） 10番 倉田議員。

○10番（倉田利奈君） 令和2年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算について反対意見を申し上げます。決算書にはサン・ビレッジ衣浦の招待券について、歳入歳出の記載がありません。招待券を発行した場合、発行した理由により発行枚数に応じた会計処理が必要です。しかし、それが行われておりません。不明瞭な会計処理であると言います。会計処理の原則は、碧南、高浜両市が誰に何枚使用したのか明記し、両市が使用した枚数に応じた金額を両市から受け取り、歳入として組合に入れなければいけません。それぞれの両市が使用したのであれば、それぞれの市からの歳入となりますし、組合が発行するのであれば歳出として処理する必要があります。

碧南市が65歳以上の市民に発行しているシルバー券は、碧南市から歳入としてきちんと挙がっておりますので、招待券同様に処理されなければなりません。現金での歳入歳出がないため、記載が必要ないと言われるかもしれませんが、きちんと精算していかなければいくらかでも招待券を発行できてしまいますし、その券を転売することもできます。今後は招待券についても歳入や歳出の記載を行うべきと考えます。

また、去る9月22日に行われた令和2年度衣浦衛生組合一般会計決算証書書類閲覧を行ったところ、ごみ搬入管理業務委託業務が随意契約となっております。担当者にお聞きしたところ、地方自治法第167条第2項2号に該当するということでしたので、その具体的な理由も教えていただきましたが、2号随契の理由になっておりませんでした。

ごみ搬入管理業務の業務内容は、ごみを処理し終えた車両の計量に基づくお金の精算業務とお聞きしております。業務内容からできる業者はいくらでもあるため、2号随契には当たりません。組合での事業は、特殊な工事が多いため、入札ではなく随意契約が多くなります。漫然と前年度と同じように契約を行えばいいということではなく、法律に基づいた契約をしなければなりません。今一度、慣例にならない契約をするのではなく、契約方法及びその理由の精査を要望いたします。

以上の理由により、令和2年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算に反対いたします。

以上です。

○議長（小林晃三君） ほかに反対討論はございますか。

続いて、賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林晃三君） ほかに討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林晃三君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小林晃三君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（吉岡初浩君） 議長、管理者。

○議長（小林晃三） 管理者。

○管理者（吉岡初浩君） 大変お疲れさまでございました。私どものほうから提案をさせていただきました案件につきまして、慎重にご審議いただきまして、原案どおりご可決を賜り、大変ありがとうございました。

今後も、市民の皆様の期待に応えられるように各事業に取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

○議長（小林晃三君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和3年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。

（午後0時57分閉会）

以上は、令和3年9月29日に行われた令和3年第3回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和3年9月29日

議 長 小 林 晃 三

議 員 柴 田 耕 一

議 員 磯 貝 忠 通